

消費税率引き上げに伴う注文・請求について

貴社益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。平成26年4月1日の消費税率引き上げに関する取扱いは以下の通りと致しますので、ご協力の程よろしくお願い申し上げます。

	注 文 日 (注文書日付)			
	平成25年9月30日以前	平成25年10月1日 ~ 平成26年3月31日		平成26年4月1日以降
注文書記載の消費税率	5%	5% （工期開始日が平成26年3月31日以前の場合）	8% （工期開始日が平成26年4月1日以降の場合）	8%
平成26年3月分以前出来高及び納品の請求書 消費税率	5%	5% 原則、出来高検収による取引の為です。 (目的物の一括引渡に該当する場合は異なります)	—	—
平成26年4月分以降出来高及び納品の請求書 消費税率	5%	8%	8%	8%
備考	経過措置が適用される場合、平成26年4月分以降出来高は消費税5%です。 この場合は、平成26年4月分以降の出来高請求書の工事内容欄右下に「経過措置」と記入して下さい。 (下記参照)	原則、出来高検収による取引の為、こちらが該当します。 経過措置が適用とならないので、平成26年4月分以降の出来高は、消費税8%です。	工期が平成26年4月1日をまたぐ場合、注文書と請求書の消費税額が一致しませんが、 注文額は税抜きで考えて下さい。	

記入例

契約用	請 求 書
株式会社 三浦組 御中	住所
行先	社名
① + ②	
契約金額	① 工事内容
増減金額	②
合計金額	③=①+②
既請金額	④
未請金額	⑤=③-④
契約残額	⑥=①-⑤
内税別金額	⑦=③-⑦
消費税額	⑧=⑦×⑧
合計金額	⑨=⑦+⑧

経過措置

《重要》 請求に関する注意事項

同月の請求にて、消費税5%と8%の両方が発生する場合※は、お手数ですが指定請求書を2枚に分けて下さい。 (契約と小口がある場合は、計4枚になります)

※締め日が末日でない場合や何らかの理由で平成26年3月以前出来高及び納品を遅れて請求する場合などが該当します。

↑平成26年3月以前の出来高及び納品であることを証明する出面表、納品書などを必ず添付して下さい。